

入札説明書等に関する質問書（第2回）

1 入札説明書に対する質問回答

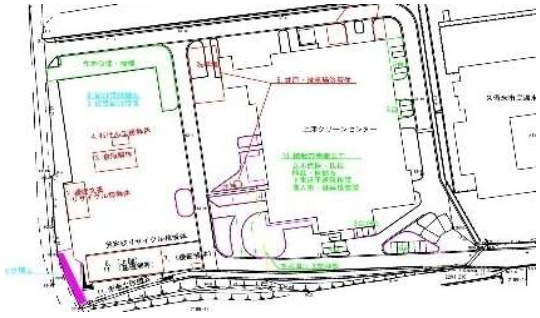
No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
1	18	第6章	1 入札の手続	(11)	提案書に関するヒアリング	(市からの追加説明)	「ヒアリングの順番は、提案書の受付順とする」を「ヒアリングの順番は、提案書の提出時にくじ引きにより決定する」に修正します。
2	18	第6章	1 入札の手続	(11) イ	提案書に関するヒアリング	(市からの追加説明)	「順番は、提案書の受付順とする」を「順番は、提案書の提出時にくじ引きにより決定する」に修正します。

入札説明書等に関する質問書（第2回）

2 要求水準書に対する質問回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
1	1-5	第1章	第4節	8	工事概要 3) 別途工事 (1) ①	<p>北側自衛隊用地整備について、国道3号線から工事用仮設道路への進入の障害となるガードレール・緑石・フェンスの撤去・復旧、電柱移設等は貴市にて行って頂けるとの理解でよろしいでしょうか。</p> 	お見込みのとおりです。
2	1-5	第1章	第4節	8	工事概要 3) 別途工事 (1) ①	<p>北側自衛隊用地整備範囲について、入札説明書等に関する質問回答No. 6の回答で添付資料の自衛隊用地使用計画協議資料（抜粋）の提示を頂いていますが、参考資料④で提示のあるR6年度施工は貴市範囲、R7年度施工は事業者範囲との理解でよろしいでしょうか。また、造成工事に際しての、森林の伐採・伐根・土地粗造成は全範囲を貴市で行って頂けるとの理解でよろしいでしょうか。</p> 	お見込みのとおりです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
3	1-9	第1章	第5節	4	許認可申請等	ZEB認証手続きについて、入札説明書等に関する質問回答No. 12で、「事業者は本市の指示に従って必要な資料・書類等の作成を行うことを想定しています。」と回答頂きました。しかし、中核都市は、ZEBの補助金申請に関する「建築物等の脱炭素・レジリエンス強化事業における公募要領第1章の4申請者の(1)補助金を申請できる者のi」で対象外となっています。この場合でもZEB補助金申請は可能であり、補助金申請の条件であるBEMSの導入が必要との理解で宜しいでしょうか。	お尋ねの補助金については、補助対象自治体は中核市は除くという条件により、当市は対象外となっております。しかしながら、ZEB認証に向けた取り組みの一環として、BEMSについては導入する前提でご提案ください。
4	2-2	第2章	第1節	9	他施設との共有	「別途施設として、現焼却施設解体後跡地に、…駐車場…、施設運転員用〔 〕台、…」について、運営準備期間及び運営期間中に施設運転員（運営事業者）が使用する駐車場は無償で貸与頂けると理解してよろしいでしょうか。有償で貸与される場合は駐車料金（車種別（自動車・二輪等）、駐車スペース毎または使用人数に応じた駐車料金等の積算条件を含む）をご教示頂けませんかでしょうか。	現時点では、運転事業者の駐車料金については、日勤者が月額1,800円、交代勤務者については、月額1,000円となっています。自転車及びバイクは無料です。また、毎月の支払いとなります。提案にあたり同額の支払いを見込んでください。なお、将来の制度改正に伴い駐車料金等の変更の可能性もあります。
5	2-7	第2章	第2節	9	余熱利用計画	市民温水プールへ供給する温水は、現施設と同じく廃棄物を焼却した廃熱を有効に回収利用したものに限ると認識してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
6	2-13	第2章	第3節	7	副生成物に関する基準値 (1) 焼却灰に関する基準	第1回入札説明書等に関する質問回答No. 35で貴市より「本市が委託するセメント資源化処理業者の受入基準に従うこととなります。」とご回答頂きましたが、受入基準を変更された場合、プラント性能未達等が懸念されることから、当該事象が生じた場合は別途協議させて頂きませんかでしょうか。	別途協議とします。
7	3-1	第3章	第1節	1	土木建築工事	1) (17)に記載の旧焼却施設（地中埋設物）の撤去物に種別のご指定がありません。この撤去物は有害物質や特別管理産業廃棄物などとして取り扱う必要がなく、通常の産業廃棄物として処分できるものと考えてよろしいでしょうか。	提示した資料を基に、事業者において必要に応じて調査を実施し、適切に処分してください。なお、提案にあたっては、相応の特別管理産業廃棄物等が含まれていることも想定しご提案ください。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
8	3-7	第3章	第3節	5	工事条件 (1) 残存工作物及び樹木	<p>工事用地に残存予定の工作物、樹木の詳細について、入札説明書等に関する質問回答No. 41で回答頂いていますが、要求水準書の添付資料2に記載のあるピンク範囲並びに緑範囲の植樹帯については樹木の伐採・伐根、縁石・客土撤去含めて貴市で行って頂ける理解でよろしいでしょうか。</p> 	<p>緑範囲の植樹帯（次期施設北側）については、樹木の伐採・抜根を本市で施工し、縁石・客土撤去を事業者範囲とします。上記以外の緑範囲及びピンク範囲は、樹木の伐採・伐根、縁石・客土撤去含めて本市にて施工いたします。</p>
9	3-7	第3章	第3節	5	工事条件 (3) 汚染土対策	<p>土壤汚染対策法の届出について、本契約前に貴市にて既に手続きを完了頂いているとの認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>現時点では、手続きは完了していません。契約後、手続きに必要な資料を事業者で準備してください。</p>
10	3-8	第3章	第3節	5	工事条件 (4) 建設発生土の処分	<p>建設発生土の処分について、入札説明書等に関する質問回答No. 6, 50, 51で回答頂いていますが、事業者での作業は、運搬距離4km以内の残土置き場に持ち込むのみで、残土置き場で整地等の作業はないとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>残土置き場には、持ち込むのみで計画しており、整地等の作業は含んでおりません。また、この計画に変更がある場合には、本市と協議するものとします。</p>
11	3-8	第3章	第3節	5	工事条件 (4) 建設発生土の処分	<p>北側自衛隊用地の盛土・整形を行うよう指示がありますが、整備後に事業者の駐車場及び資機材ヤードとして使用することは可能でしょうか。可能である場合は使用可能期間及び借地費用をご教示頂けませんでしょうか。</p>	<p>北側自衛隊用地の盛土部は、R8年度から自衛隊へ用地を引き渡すこととしております。整備後に資機材ヤードとしての使用はできません。なお、整備前と整備中の使用もできません。</p>
12	3-8	第3章	第3節	5	工事条件 (6) 仮設物	<p>北側自衛隊用地の整備完了までの先行工事期間中は、工事敷地内に仮設事務所を設置する考えられますが、工程会議等を行うための会議室については既存施設側の会議室を使用させて頂けませんでしょうか。</p>	<p>市が使用していない場合は使用可としますが、本市が優先的に使用するため、事業者の想定する使用頻度とできない可能性が高いことを含みおき、ご提案ください。</p>

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
13	3-12	第3章	第6節	1	試運転	計量業務の現施設のサービス確認とスムーズな引継ぎを目的に、試運転開始前の半月程、現施設の計量対応状況を計量棟内で確認させて頂くことは可能でしょうか。	業務の支障とならない範囲で可能といたします。
14	3-12	第3章	第6節	1	試運転	試運転期間において、新施設へごみの全量の受入を開始する想定時期がありましたらご教授願います。(例：受電後、概ね90日以内) また、機密文書の全量受入についても上記と同時期と認識してよろしいでしょうか。	前段は、ご提案ください。 後段は、本稼働からとします。
15	3-17	第3章	第7節	6	保証事項	性能試験の分析について、排ガス、飛灰固化物は、いずれかの炉のみで分析を行うとの理解でよろしいでしょうか。	双方の炉の分析を行ってください。
16	4-11	第4章	第1節	18	タンク・槽類 1)	「タンクは、上部に登れるように原則として階段を設けること」とありますが、メンテナンス頻度が低く、昇降する機会の少ないタンク(鋼板製・FRP製タンク)については、梯子により昇降するものとさせて頂いてよろしいでしょうか。	常設の梯子であれば、原則、可としますが、詳細は実施設計の中で協議するものとします。
17	4-16	第4章	第2節	3	プラットホーム出入口扉(土木建築工事に含む) 5) 設計基準 (1)	「全自動時の扉の開閉は、車両の待ち時間がないように計画すること」とありますが、以下の仕様とすることで、ご要求を満足するものと考えてよろしいでしょうか。 開動作：二重化した車両感知センサーの一方で車両を検知後、すぐに扉開動作に移行する。 閉動作：二重化した車両感知センサーの両方で車両不検知確認後、すぐに扉閉動作に移行する。	お見込みのとおりです。
18	4-21 4-22	第4章	第2節	12	ごみクレーン (10)稼働率	表中に、「手動投入、混合攪拌・積替え」の欄に「1基、50%」がありますが、1基あたりの手動投入と混合攪拌・積替えの合計が50%以下と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
19	4-39	第4章	第4節	8、9	脱気器給水ポンプ ボイラ給水ポンプ	継手にギヤカップリングをご指示頂いておりますが、潤滑油の管理や故障時の納期などを考慮し、継手形式は事業者提案とさせて頂いていただけませんか。	要求水準書のとおりとします。
20	4-78	第4章	第9節	-	-	「飛灰は処理後(薬剤処理+セメント固化)最終処分を行う」とあります。 重金属固定剤(薬剤)は、セメント固化剤の添加が無くても、【P. 3-18 表3-1 性能試験の項目と方法 4 飛灰固化物】の保証値を満たす量を添加するものとしてよろしいでしょうか。	薬剤処理のみで保証値を満たすこととし、更にセメントによる固化を行うものとします。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
21	4-78	第4章	第9節	1	集じん灰搬送コンベヤ 3) 主要項目 (3) 主要材質	「底板t=9mm以上 (+摩耗板9mmFB)、側板t=4.5mm以上」とのご指示ですが、本ご要求事項は、バグフィルタより後段のチェーンコンベヤだけでなく、ボイラ灰の搬送コンベヤやエコノマイザ灰の搬送コンベヤも含めた、飛灰系統のチェーンコンベヤ一式へのご要求事項と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
22	4-79	第4章	第9節	2	集じん灰貯留タンク (飛灰貯留槽) 3) 主要項目 (5) 最大供給能力	「時間最大想定量の2倍以上」とのご指示がありますが、集じん灰貯留タンクの切出装置に時間最大想定量の2倍以上の容量を見込んだ場合、下流側の機器についても搬送物のオーバーフローを防止するため、同様の余裕を見込む必要があると考えます。本指示事項は集じん灰貯留タンクよりも下流側の機器一式に対するご要求事項と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
23	4-86	第4章	第9節	6-1	固化物バンカ 4) 主要機器 (4) 油圧シリンダ	油圧シリンダの数量については、固化物バンカ1基あたり4本のご指示ですが、維持管理費の低減及び補修費発生の抑制のため、1基あたり2本とさせて頂いてよろしいでしょうか。	要求水準書とおりとします。
24	4-87	第4章	第9節	7-2	吸引換気設備 1) 形式	「電動機直結片吸込ターボ型」のご指示ですが、インペラへの灰の付着抑制のため、軸流ファンとして提案させて頂いてよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
25	4-93	第4章	第10節	5	機器冷却水冷却塔 5) 設計基準 (5)	「本装置本体、支持架台等に金属を使用する場合は、腐食防止に十分配慮し、本市による材料指定、対応策等を行うこと」とありますが、実施設計段階でのコストアップ防止のため、材料指定がある場合は事前にご指示頂けませんでしょうか。金属部分に関しては、SUS304を使用するものとしてよろしいでしょうか。	SUS304を使用することは問題ありません。詳細は実施設計で協議とします。
26	4-139	第4章	第13節	6	ITV装置	「8) LAN 留意事項 ③二重化を基本とすること。」とありますが、本設LANから予備LANへの自動切り替えに対応できるITV装置メーカーが見つからないことから、本設LANとは別に、実装予備としてLANケーブルを設置しておき、通信不良が発生した場合、運転員にて実装予備に切り替える考え方でよろしいでしょうか。	可とします。
27	4-146	第4章	第14節	8	理化学試験器用具	市様がご使用される分析室に設置される、理化学試験器用具に関し、機器グレード確認の為に現施設の型番（あるいは写真）等をご提示願います。また、既設に無いものに関しては、想定される機器の型番をご教示願います。	現施設で使用している型番を提示します。令和5年9月29日までに本市事務局（入札説明書第6章1（13））に連絡ください。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
28	5-16	第5章	第4節	3	構造計画 3) 躯体構造 (2) ①	第1回の入札説明書等に関する質問回答No.185にて、貴市が想定する「重量機器、振動発生機器、振動発生機器類」として、「蒸気タービン発電機、空気圧縮機、送風機」との回答を頂いておりますが、各々の機器への必要な振動対策は実施するものとして、RC架構またはSRC架構上への設置が必要な送風機の選定は、提案によるものとさせて頂いてもよろしいでしょうか。なお、大型送風機である誘引送風機についてはRC架構またはSRC架構上に設置する想定です。	大型送風機である、誘引送風機及びタービン排気復水器については、RC架構またはSRC架構上に設置してください。その他設備については、ご提案ください。
29	5-23	第5章	第4節	5	建築仕様 8) その他の施設 (1) 余熱利用施設への配管及び共同溝①	共同溝の内容物について、入札説明書等に関する質問回答No.191で回答頂いておりますが、電気関係を共同溝内に含めた場合、ボックスカルバートの寸法が大きくなるため、要求水準書添付資料2に記載のある植樹帯範囲に設置するのが困難と判断します。そのため、北側の構内道路の片側車線部に共同溝を設置(埋設式)することが現実的と考えますが、貴市の想定がありましたらご教示いただけないでしょうか。	第1回質問No.191の回答では共同溝内に設置としておりましたが、高圧線についてはFEP埋設としてください。 「要求水準書 参考図 ユーティリティ取合点位置図」では、植樹帯に配置しておりますが、これに限らず市民温水プールから工場棟までの各種配管・配線のルートをご提案ください。
30	6-8	第6章	第3節	3	受付管理	施設にごみを持ち込む際には、「搬入申請書」の持参ないし計量棟の受付で記載頂いているかと思いますが、持参されずに窓口で記載される方の比率をご教授願います。	現状、窓口で申請書を記載される方が、9割以上となります。
31	6-12	第6章	第4節	2	運転条件 1) 計画処理量 ①ごみ質	「表4-1 ごみ処理量計画」の注釈について、機密文書(120t/年程度)、乾電池・鏡(10t/年程度)とありますが、シュレッダー処理後の機密文書保管用フレコンバッグ及び乾電池・蛍光管保管用ドラム缶は貴市にてご準備頂けるものと理解してよろしいでしょうか。 運営事業者で用意する場合は、応募事業者間の公平性確保のために年間想定使用数量又は使用実績をご教示頂けませんでしょうか。	・機密文書保管用フレコンバックは市で購入しお渡します。 ・有害廃棄物用ドラム缶(乾電池、鏡、割れた蛍光管)については市で購入しお渡しします。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答																				
32	6-14	第6章	第4節	6	■監視基準	(市からの追加説明)	<p>排出ガス基準(要求水準書 第2章第3節1)と整合をとるため、要求水準書第6章第4節6-2■監視基準の一酸化炭素の行を次のように変更します。</p> <p>【変更前】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">要監視基準</th> <th colspan="2">停止基準</th> </tr> <tr> <th>基準値</th> <th>判定方法</th> <th>基準値</th> <th>判定方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>()</td> <td>瞬間値のピークを極力発生させないように留意する。</td> <td>30</td> <td>4時間平均値が左記の基準値を逸脱した場合、速やかに当該炉の運転を停止する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>【変更後】</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>()</td> <td>4時間平均値が左記の基準値を逸脱した場合、本施設の監視を強化し、改善策の検討を開始する。</td> <td>30</td> <td>4時間平均値が左記の基準値を逸脱した場合、速やかに当該炉の運転を停止する。</td> </tr> <tr> <td>()</td> <td>1時間平均値が左記の基準値を逸脱した場合、本施設の監視を強化し、改善策の検討を開始する。</td> <td>100</td> <td>1時間平均値が左記の基準値を逸脱した場合、速やかに当該炉の運転を停止する。</td> </tr> </tbody> </table>	要監視基準		停止基準		基準値	判定方法	基準値	判定方法	()	瞬間値のピークを極力発生させないように留意する。	30	4時間平均値が左記の基準値を逸脱した場合、速やかに当該炉の運転を停止する。	()	4時間平均値が左記の基準値を逸脱した場合、本施設の監視を強化し、改善策の検討を開始する。	30	4時間平均値が左記の基準値を逸脱した場合、速やかに当該炉の運転を停止する。	()	1時間平均値が左記の基準値を逸脱した場合、本施設の監視を強化し、改善策の検討を開始する。	100	1時間平均値が左記の基準値を逸脱した場合、速やかに当該炉の運転を停止する。
要監視基準		停止基準																									
基準値	判定方法	基準値	判定方法																								
()	瞬間値のピークを極力発生させないように留意する。	30	4時間平均値が左記の基準値を逸脱した場合、速やかに当該炉の運転を停止する。																								
()	4時間平均値が左記の基準値を逸脱した場合、本施設の監視を強化し、改善策の検討を開始する。	30	4時間平均値が左記の基準値を逸脱した場合、速やかに当該炉の運転を停止する。																								
()	1時間平均値が左記の基準値を逸脱した場合、本施設の監視を強化し、改善策の検討を開始する。	100	1時間平均値が左記の基準値を逸脱した場合、速やかに当該炉の運転を停止する。																								
33	2	2 要求水準書に対する質問回答	-	-	No. 6	「発生土量18,000m ³ のうち優先的に9,000m ³ を自衛隊用地内へ搬出し、」とご回答をいただいておりますが、建設工事上埋め戻し等の用途のために自衛隊用地に搬出した残土を再度建設工事に使用することは可能と認識してよろしいでしょうか。	北側自衛隊用地に盛土した土を再度建設工事に使用することはできません。北側自衛隊用地の盛土部は、R8年度から自衛隊へ用地を引き渡すこととしております。																				
34	添付資料2	-	-	-	工事段階図(ユートイリテイ取合点位置図)R9年度【次期施設建設中】	建設中における現施設との間に設ける仮囲いは、本工事範囲との認識でよろしいでしょうか。その場合、本工事では施設引渡しまでに撤去し、引渡し以降は別途工事範囲(現施設解体工事範囲)と認識してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。																				
35	添付資料5	-	-	-	次期上津クリーンセンター整備に伴う地質調査業務委託報告書	入札公告資料添付資料5にて地質調査業務委託報告書(令和4年実施)をご提示いただいておりますが、報告書内にボーリングコアの写真が付属しておりませんでした。適切な基礎構造計画を行うために、ボーリングコア写真をご提示願います。	地質調査(令和4年実施)の土質標本を提示します。令和5年9月29日までに本市事務局(入札説明書第6章1(13))に連絡ください。																				

入札説明書等に関する質問書（第2回）

3 事業者選定基準に対する質問回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
						質問なし	

入札説明書等に関する質問書（第2回）

4 様式集に対する質問回答

No.	様式	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
1	様式第15号	—	—	—	—	事業者選定基準には、それぞれ（別紙1×1枚）等の指定がありますが、様式では項目や枚数の追加が認めらると記載されています。 枚数が増えた場合には、指定以上の枚数での提出も可能と認識してよろしいでしょうか。	別紙に限り、指定以上の枚数での提出も可能です。
2	様式第15号-1-5（別紙1）	地域経済への貢献金額	2. 地元雇用に係る貢献金額	—	—	有経験者の定義とは、【入札説明書 第4章2各業務を行う者の要件(3)】の記載条件を踏まえると、「地方公共団体ボイラー・タービン式発電設備付きの全連続燃焼式焼却施設（ストーカ式）」による【1年以上】の経験者が有経験者である、との理解でよろしいでしょうか。	有経験者とは、ごみ焼却施設で1年以上の勤務経験がある者を指します。
3	様式第15号-1-5（別紙1）	地域経済への貢献金額	2. 地元雇用に係る貢献金額	—	—	設計・施工期間の市内業者に係る貢献金額について、本様式では「①市内業者への工事発注」「②市内業者への発注」とあるため、市内業者への貢献金額として計上できるのは、設計・施工を行う企業からの一次及び二次下請けへの発注分のみで、JVを含めた設計・施工を行う企業分は計上できないものと考えてよろしいでしょうか。	共同企業体を含めた設計・施工を行う企業分を含みます。共同企業体の場合は、以下を計上できます。 ①地元企業Aの出資比率分の金額 (地域貢献金額=JVの受注額×地元企業Aの出資比率) ②JVから地元企業B(下請)への発注額のうち、JVにおける地元企業Aの出資比率分を除く金額 (地域貢献金額=地元企業Bへの発注額×(100%-地元企業Aの出資比率))
4	様式第15号-1-5（別紙1）	地域経済への貢献金額	2. 地元雇用に係る貢献金額	—	—	運営期間の貢献金額について、運営事業者は構成員が出資設立する特別目的会社で、運営事業者から受託する企業は構成員である必要があることから、市内業者への貢献金額として計上できるのは、運営・維持管理業務の委託を受ける構成員からの一次及び二次下請けへの発注分のみで、運営・維持管理業務を受託する構成員分は計上できないものと考えてよろしいでしょうか。	運営・維持管理業務を受託する市内業者の構成員分も計上できます。 運営・維持管理業務の委託者は特別目的会社であり、特別目的会社から直接、運転業務や維持管理業務を受託する構成員は一次下請けとなります。

No.	様式	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
5	第15号-3-1 (別紙1)	運転基準 値・要監視 基準値	—	—	一酸化炭素 要監視基準	一酸化炭素の要監視基準の判定方法は、ばいじん等の要監視基準と停止基準に対する考えと同様の考え方として、「4時間平均値が左記の基準値を逸脱した場合、本施設の監視を強化し、改善策の検討を開始する。」とさせて頂いてもよろしいでしょうか。	2要求水準書に対する質問NO. 32を参照してください。 これにともない、様式第15号-3-1 (別紙1) を別添1のとおり変更します。
6	様式第15号- 3-2 (別紙 1)	電気関係調 書(発電電 力等)	—	—	—	第1回目の質問回答、4. 様式集に対する質問回答No. 15におきまして、「②売電単価及び買電単価については下記の公的単価の採用をご指示願います。(例：九州電力公表単価【2023年7月】を使用する事)」という質問に対し、「②本提案を行うに当たっては、売電単価及び買電単価については九州電力公表単価【2023年7月】を使用してください。」とご回答がありました。 しかしながら、売電単価は、九州電力公表単価がないため、売電単価 (¥/kWh) をご指定頂けないでしょうか。	売電単価は10円/kWh (年間を通じて一律) と仮定し、算出してください。
7	第15号-3-2 (別紙1)	電力関係調 書(売電原 単位)	—	—	—	「⑤発電量等(詳細)」について、使用電力、発電電力、発電効率に季節変化がある場合は、夏季(7月～9月)、中間季(3月～6月、10月～11月)、冬季(12月～2月)の数値を記載するものとさせて頂いてよろしいでしょうか。	可とします。 なお、〇月～〇月といった条件は明確にしてください。
8	第15号-3-2 (別紙2)	電力関係調 書(売電原 単位)	—	—	—	市民温水プールへの送電量あるいは供給熱量が当初計画の数値を上回った場合、「入札説明書 別紙4 (5) イ 売電電力量未達成の場合に係る減額等の措置」において、減額の算定式に使用する実売電電力量については、実際の送電量・供給熱量により補正計算させて頂くものとしてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 詳細は落札者と協議し、契約書に規定します。
9	第15号-3-3 (別紙1)	温室効果ガ スの算定方 法	—	—	—	市民温水プールへの送電及び熱供給については、「他人に供給した電気又は熱に伴う排出量の控除」には含まないものと考えてよろしいでしょうか。	含まず算出してください。
10	第15号-3-3 (別紙1)	温室効果ガ スの算定方 法	—	—	—	「焼却処理に伴う発電による温室効果ガス削減量についても算出し、記載すること」とありますが、この削減量には発電電力を施設内利用することによる温室効果ガス排出量の削減量も含むものと考えてよろしいでしょうか。	含まないこととしてください。

No.	様式	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
11	第15号-3-3 (別紙1)	温室効果ガスの算定方法	—	—	—	<p>【算定方法】に関し、市民温水プールへの熱供給は計算に含まれないと認識してよろしいでしょうか。(含まれる場合は、数値は実績データを元にした想定となります。また、採用排出係数をご指定願います。)</p> <p>もし、可能であれば、今回のCO2排出量計算書のフォーマットをご提示いただけないでしょうか。</p>	<p>前段は、No9をご参照ください。</p> <p>CO2排出量計算書のフォーマットは提示しませんが、指示に従い算出してください。</p> <p>応募者間で設定条件が異なる場合は、整合を図った上の評価とします。</p>

入札説明書等に関する質問書（第2回）

5 基本協定書（案）に対する質問回答

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
1						質問なし	
2							
3							
4							

入札説明書等に関する質問書（第2回）

6 基本契約書（案）に対する質問回答

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
1	6	19	1		損害賠償	本条と第15条との関係について、本条は運営事業者による運営・維持管理業務委託契約による違反などを包含する意図はなく、各当事者及び運営事業者による基本契約固有の義務に対する違反について規定されたものであり、運営事業者による運営・維持管理業務委託契約による違反については第15条を適用する趣旨と認識してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

入札説明書等に関する質問書（第2回）

7 建設工事請負契約書（案）に対する質問回答

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
1	1	1	2		総則	(市からの追加説明)	第2項の括弧書きが(5)から始まっていたところ、(1)から始まるよう修正します。
2	4	4	2		契約の保証	(市からの追加説明)	「表記の請負代金額（以下「請負代金額」という。）の100分の10以上としなければならない。」を「表記の請負代金額（以下「請負代金額」という。）の100分の10（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第1項の規定により議会の議決に付さなければならない契約の場合又は地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条第1項の規定による契約の場合で予定価格1億5千万円以上の契約の場合は100分の15）以上としなければならない。」に修正します。
3	6	7条の3	2		下請負人等の選定に係る禁止事項	(市からの追加説明)	「第48条の3」を「第47条の3」に修正します。
4	21	37条	6		部分払	(市からの追加説明)	部分払金の計算式について、部分払金の額 \leq 第1項の請負代金相当額 \times (10/10-前払金額/請負代金額)に変更します。
5	23	41条	2	(1)・(2)	債務負担行為に係る契約の部分払の特則	(市からの追加説明)	前払金及び中間払金の支払いを受けている場合の部分払金の額の計算式について、「請負代金相当額 \times 0.9」としていたところ「請負代金相当額 \times 1.0」に変更します。

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
6	26	47条の4			暴力団等排除連携会議に関する事項	(市からの追加説明)	<p>入札説明書 第3章 事業の概要 11 法令等の遵守 のなかで、「事業者は、本事業の実施に当たり、関連する法令、条例、規則、要綱等を遵守する」と記載しておりました。その関連する要綱のなかで、久留米市等発注の公共工事に係る暴力団等排除連携会議設置要綱（平成28年久留米市庁達第11号、改正・施行 平成31年4月1日）について、第47条の4として、次の条文を追記します。</p> <p>(暴力団等排除連携会議に関する事項)</p> <p>第47条の4 受注者は、久留米市等発注の公共工事に係る暴力団等排除連携会議設置要綱（平成28年久留米市庁達第11号、改正・施行 平成31年4月1日）に基づき、発注者が設置する暴力団等排除連携会議（以下「連携会議」という。）に加入しなければならない。</p> <p>2 受注者は、本工事の下請人を連携会議に加入させなければならない。</p> <p>3 受注者及び下請人は、連携会議に関して、総会や研修等への出席、警察による工事現場への指導など、暴力団等排除に関する取り組みについて協力しなければならない。</p> <p>総会：受注者及び下請人の代表者と、警察署暴力団対策担当課長・施工部局の長が一同に会する会議</p>
7	27	47条の5			公共工事履行保証証券による保証の請求	(市からの追加説明)	上記第47条の4の追加により、もとの「第47条の4」を「第47条の5」に修正します。
8	30	53条の2	1		不正行為に伴う損害賠償の予約	(市からの追加説明)	条文中にある「賠償金」は、「違約金」に修正します。
9	32	61条の2			低入札調査基準価格を下回る価格で契約を締結する場合の条件	(市からの追加説明)	条文番号が「第62条の2」となっていたところ、「第61条の2」に修正します。

入札説明書等に関する質問書（第2回）

8 運営・維持管理業務委託契約書（案）に対する質問回答

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
						質問なし	

入札説明書等に関する質問書（第2回）

9 リスク管理方針書に対する質問回答

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
1	4	第3章	リスク抽出シート	No13-16	Tou	(市からの追加説明)	当該項目名は「基本・実施設計の変更リスク」に修正します。
2	6	第3章	リスク抽出シート	No. 36	住民対応リスク	(市からの追加説明)	「本市が負担するリスク等（対事業者）欄」に「建設事業者の業務変更に係る経費を負担」を追記します。 あわせて「事業者が負担するリスク等（対本市）欄」の「建設事業者の業務変更に係る経費を負担」及び「事業者が負担するリスクを担保する方法（本市での対応策）欄」の「追加費用の負担を規定」との記載を削除します。
3	8	第3章	リスク抽出シート	No. 62	施設破損リスク	No. 62のリスクの内容は「事業者の責によらない場合」とありますが、リスク当事者は「運営事業者」に○が付いています。リスク当事者は運営事業者ではなく本市と認識してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 誤記であり、訂正します。
4	9	第3章	リスク抽出シート	No. 72	住民対応リスク	No. 72のリスクの内容は「本市の責による場合」とありますが、リスク当事者は「運営事業者」に○が付いています。リスク当事者は運営事業者ではなく本市と認識してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 誤記であり、訂正します。

運転基準値・要監視基準値

計測項目		運転基準値	要監視基準		停止基準(管理基準値)	
			基準値	判定方法	基準値	判定方法
排ガス	ばいじん	g/m ³ N			0.01	1時間平均値が左記の基準値を逸脱した場合、速やかに当該炉の運転を停止する。
	塩化水素	ppm		1時間平均値が左記の基準値を逸脱した場合、本施設の監視を強化し、改善策の検討を開始する。	50	
	硫黄酸化物	ppm			50	
	窒素酸化物	ppm			100	
	水銀	μg/m ³ N以下			30	定期測定による測定値が左記の基準を逸脱した場合、速やかに法の求める調査を実施し、判定を行い基準超過の場合、速やかに当該炉の運転を停止する。
	一酸化炭素	ppm			30	4時間平均値が左記の基準値を逸脱した場合、本施設の監視を強化し、改善策の検討を開始する。
					100	1時間平均値が左記の基準値を逸脱した場合、速やかに当該炉の運転を停止する。
	ダイオキシン類	ng-TEQ/m ³ N	—		0.05	定期バッチ計測データが左記の基準値を逸脱した場合、速やかに当該炉の運転を停止する。

注1 表中は、乾きベース、酸素濃度12%換算値である。

注2 上記の表の黄色部に運転基準値、要監視基準値又は判定方法を記載すること。

注3 運転基準値は、運営事業者が施設を運転する上での自主管理基準値である。

注4 要監視基準値とは、基準値を超過した場合、本施設の監視を強化し改善策の検討を開始する値である。

受付グループ名: